

第27回参議院議員通常選挙における啓発事業業務委託契約書（案）

沖縄県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、第27回参議院議員通常選挙における啓発事業業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、第27回参議院議員通常選挙における啓発事業業務（以下「業務」という。）について乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、契約締結の日から第27回参議院議員通常選挙選挙期日の14日後までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（業務の実施方法）

第5条 乙は、「第27回参議院議員通常選挙啓発事業業務委託仕様書」及び当該仕様書をもとに提案し甲との協議を経た「企画提案書」に従い業務を実施するものとする。

（調査等）

第6条 甲は、業務の処理状況について随時調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは指示をすることができる。

（実績報告書の提出）

第7条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書を甲に提出するものとする。

（著作権等の帰属等）

第8条 業務について乙（再委託先を含む。以下、本条において同じ。）が製作した成果物及び実績報告書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、著作隣接権等の一切の知的財産権は、業務以前に乙が既に保有するものを除き、すべて納入時に甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

2 乙は、業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する著作物を利用する場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとし、乙の費用と責任をもって、甲が利用できるよう処理するものとする。

- 3 乙は、成果物に対する著作権人格権を行使しないことに同意するものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外のものであるときは、当該著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。
- 4 甲は乙に対し、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本条の条件を満たさないデータの使用を認めないものとする。
- 5 乙は、成果物及び実績報告書の製作によって、第三者の著作権その他一切の権利を侵害してはならない。

(委託料の額の確定及び精算)

- 第9条 甲は、第7条に定める実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の検査の結果、第7条において規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額を確定し（以下、当該金額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。
 - 3 前項の確定額は、契約金額の範囲内とする。

(委託料の支払い)

- 第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(遅延損害金)

- 第12条 乙は、別紙「第27回参議院議員通常選挙啓発事業業務委託契約仕様書」に定める履行期限までに業務の履行を行わない場合は、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第13条 甲は、成果物の提出を受けたときから1年以内に限り、乙の契約の不適合について、本件成果物の補修を求めることができる。

(再委託の禁止)

- 第14条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、本契約の企画提案審査会参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める業務を履行しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第18条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第19条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(疑義等の解決)

第20条 この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1-2-2
沖縄県知事

乙